

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年4月13日認可した。

平成19年4月24日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市川添土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）男井間7号堰地区
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）葛谷東地区
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）三軒家上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）長四横井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）萩之池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）平岡下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西兀塚地区